

Q & A

【任期、給与等関連】

Q 1 : 任期は何年ですか。

A : 任期は、原則として2年間となります。ただし、業務の状況等を勘案し、任期の更新をお願いする場合があります。

Q 2 : どのような採用形態になりますか。

A : 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員（任期付職員）として採用します。

Q 3 : 任期中の人事異動はありますか。

A : 原則、任期中における人事異動はありません。

Q 4 : 勤務時間は何時から何時までですか。

A : 勤務時間は、原則として平日9時30分から18時15分まで（休憩時間12時から13時まで）となります。

Q 5 : 給与はいくらですか。

A : 公認会計士が任期付職員として採用された場合、給与は、原則として、任期付職員法に基づき採用者の知識経験等に応じて決定された号俸に基づいて支給されます。この他、通勤手当、地域手当及び期末手当が支給されます。

Q 6 : 年次休暇（有給）は何日ありますか。

A : 年次休暇の付与日数は、最大で年間（暦年）20 日となりますが、採用及び任期満了する年においては、採用月又は任期満了月に応じて付与される日数が変わります。付与された年次休暇は、20 日を上限として翌年に繰り越すことができます。なお、年次休暇のほかに、病気休暇や忌引休暇などがあります。

例）平成 X 年 7 月 1 日から平成 X+2 年 6 月 30 日まで採用された場合の年次休暇付与日数

⇒平成 X 年：10 日、平成 X+1 年：20 日、平成 X+2 年：10 日

【検査等業務関連】

Q 1 : 審査会における年間の検査立入件数は何件程度ですか。

A : 審査会における年間の検査立入件数は 10 件程度となります。なお、一人の検査官における年間の検査立入件数は 3、4 件程度となります。

Q 2 : 審査会における検査チームのメンバーは何名程度ですか。

A : 検査に立ち入る監査事務所の規模にもよりますが、小規模であれば数名、大規模であれば十数名程度となります。検査チームのメンバーは固定されておらず、立入検査先ごとに編成されます。

Q 3 : かつて在籍していた監査事務所に対して、検査で立ち入ることはありますか。

A : 原則、在籍したことがある監査事務所に対して、検査で立ち入ることはありません。

Q 4 : 地方や海外への出張はありますか。

A : 全国の監査事務所に対して検査を実施するため、地方へ出張していただく場合があります。また、海外の監査事務所に対して検査を実施する場合や国際会議に出席していただく場合があるため、海外へ出張していただくこともあります。

Q 5 : 出張期間はどれくらいですか。

A : 検査対象となる監査事務所の規模にもよりますが、一つの監査事務所に対する出張期間は、2、3か月程度となります。

Q 6 : 出張費用は支給されますか。

A : 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、交通費、宿泊費及び日当が支給されることになります。

Q 7 : 英語能力は必ず必要ですか。

A : 必須ではありませんが、海外へ出張していただく場合もありますので、英語能力は高いほうが望ましいです。

【服務関連】

Q 1 : 審査会に在職中も、元同僚との付き合いは可能ですか。

A : 国家公務員倫理法においては、利害関係者（監査法人に勤務する元同僚の方も含まれます。）から供応接待を受けることは禁止されています。利害関係者と飲食を共にする場合は割り勘で行っていただきますが、割り勘であっても、利害関係者とゴルフや旅行などを行うことは禁止されています。

Q 2 : 審査会に在職中も、かつて在籍していた監査事務所から、日本公認会計士協会の会費を負担してもらうことは可能ですか。

A : かつて在籍していた監査事務所から、公認会計士の登録に必要な経費（協会の会費や登録免許税など）を負担してもらうことはできません。

Q 3 : 審査会に在職中も、上記以外の費用を負担してもらうことは可能ですか。

A : 以下の事項及び採用までの期間に係る給与等を除き、かつて在籍していた監査事務所から利益の供与を受けることはできません。

- ・採用前に所属していた組織からの社宅の借入れ
- ・採用前に所属していた組織からの金銭の貸付け
- ・採用前に所属していた組織で加入している団体保険

（注）いずれも、採用前から引き続いているものに限りです。

Q 4 : 審査会に在職中も、書籍の執筆や講演は可能ですか。

A : 「金融庁職員の行動に関するガイドライン」に基づき、一定の条件を満たす場合に限り、書籍の執筆や講演は可能となります。なお、詳細は、入庁後、担当者にお尋ねください。

Q 5 : 審査会に在職中も、株式の売買は可能ですか。

A : 金融庁が所管する法人の株式の売買（有償譲渡や譲り受けを含む。）は、原則禁止されています。また、株式の信用取引、短期売買、株式関連のデリバティブ取引等の売買は、金融庁所管外の法人であっても禁止されています。

Q 6 : 審査会に在職中も、営利企業の役員等の職との兼業は可能ですか。

A : 営利企業の役員等になることや自ら営利企業を営むことは、原則、禁止されています。

（お問い合わせ先）

金融庁 公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室総務係長

Tel : 03-3506-6000（代表）（内線 2440）